健全化判断比率および資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和３年度決算により算定した健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。なお、各比率が基準を超えた場合、財政健全化計画や財政再生計画の作成義務、地方債の発行制限など、財政運営に大きな影響を及ぼしますが、令和３年度においても各比率は基準以下となっています。

◆健全化判断比率

区　分	令和３年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	15.0％	20.0％
連結実質赤字比率	－	20.0％	30.0％
実質公債費率	13.2％	25.0％	35.0％
将来負担比率	－	350.0％	

※「－」は、算定結果が0％以下（赤字額ではない）を示しています。

◆資金不足比率

特別会計名	令和３年度	経営健全化基準
国民健康保険病院事業	－	20.0％
簡易水道事業	－	20.0％
公共下水道事業	－	20.0％

※「－」は、算定結果が0％以下（資金不足ではない）を示しています。

特別会計の収支

特別会計は、特別の目的や利便のために一般会計と区分して経理される会計です。

区　分	歳入総額	歳出総額	実質収支	歳入のうち一般会計からの繰入金
簡易水道事業	3億6,530万円	3億6,527万円	3万円	1億2,894万円
公共下水道事業	2億3,210万円	2億3,208万円	2万円	1億5,934万円
国民健康保険事業	5億4,135万円	5億4,129万円	6万円	9,342万円
後期高齢者保健事業	1億3,156万円	1億3,156万円	0万円	9,522万円
介護保険事業	5億7,372万円	5億6,427万円	945万円	8,928万円
総合保健福祉施設事業	2億8,748万円	2億8,748万円	0万円	7,909万円

病院会計の収支

区　分	歳入総額	歳出総額	差　引	歳入のうち一般会計からの繰入金
国民健康保険病院	6億5,048万円	6億9,206万円	▲4,158万円	2億5,165万円
収益的収支	6億3,723万円	6億1,712万円	2,011万円	2億5,165万円
資本的収支	1,325万円	7,494万円	▲6,169万円	0万円

＊資本的収支の不足額は、過年度分損益勘定留保資金（資本的収支の補てん財源）で補てんしています。
＊収益的収支とは、主に患者さんへの診察行為に対する診療報酬とそれに対応する費用で、通常の病院運営に係るものです。
＊資本的収支とは、建物および医療機械などの施設・設備の整備に対する費用とその財源となる収入で、資本造成に係るものです。

町債・基金

◎町債の残高91億3,010万円（昨年比2億1,525万円減額）/町民一人あたり246万円
◎基金の残高30億8,052万円（昨年比1億5,124万円減額）/町民一人あたり　83万円

※人口は令和4年3月31日時点　3,708人で計算しています。